

タイトル	生活保護に係る損害賠償請求事件の訴状の提出について
------	---------------------------

提出日	令和４年５月１６日（月）
提出先	さいたま地方裁判所
当事者	原告：和光市 被告：東内京一(元職員・令和元年８月１４日付け懲戒免職)
事件の内容	平成２７年当時、保健福祉部長であった東内元職員は、部下の職員が生活保護受給者（以下「本件受給者」という。）から預かり管理していた現金等を詐取するため、本件受給者に対する保護費の返還手続及び保護の廃止手続を行わないよう指示し、本件受給者に対する保護を継続させた結果、保護費返還決定処分及び保護廃止決定処分が行われないうまま本件受給者が死亡し、市が本件受給者から保護費の返還を受けることができなくなるとともに、市が国に対して本件受給者の保護費に係る国庫負担金を返還することになった。
請求の趣旨	本件受給者の保護費のうち市が負担した１７３万８，４４６円と本件受給者の保護費に係る国庫負担金のうち市が国に対して返還した４４８万４，０９３円に弁護士費用６２万２，２５３円を加えた損害賠償金６８４万４，７９２円及び訴訟費用の負担を求める。
被告の不法行為	部下の職員に対して、本件受給者に対する保護費の返還手続を行わないように指示したこと、及び本件受給者の保護の廃止手続を行わないように指示したこと。
問い合わせ先 担当課	課 名 社会援護課 氏 名 課長 梅津 俊之 電 話 ０４８－４６４－１１１１（内線２１３０）